

資料編

1 計画策定の経過

	項目	年月日	内容等
令和4年度	第1回推進委員会	令和5年1月19日	1 りゅうおう健康プランの策定について 2 りゅうおう健康プランの策定にかかる実態調査について ①住民アンケート ②中学生アンケート 3 りゅうおう健康プラン策定の全体スケジュールについて
	アンケート調査実施	令和5年2月	竜王町健康に関するアンケート調査 ①住民対象 ②中学生対象
令和5年度	第2回推進委員会	令和5年7月6日	1 実態調査（アンケート）の結果報告について 2 現行計画にかかる現状および課題について 3 次期計画にかかる基本理念等について 4 今後の全体スケジュールについて
	第3回推進委員会	令和5年9月21日	1 次期計画の素案について ①健康いきいき竜王21プラン（健康増進計画） ②食育推進計画・生きることをみんなで支える竜王町推進計画（自殺対策計画） 2 次期計画の基本理念等について
	第4回推進委員会	令和5年11月30日	1 次期計画の素案について 2 次期計画の基本理念等について 3 パブリックコメントの実施について
	意見公募（パブリックコメント）	令和6年1月15日 ～1月25日	意見なし
	第5回推進委員会	令和6年2月8日	1 パブリックコメント等の結果について 2 りゅうおう健康プラン（案）について
	提言書提出	令和6年3月8日	健康づくり推進委員会委員長から町長への提言書の提出

2 竜王町健康づくり推進委員会 提言書

令和6年3月8日

竜王町長 西田 秀治 様

竜王町健康づくり推進委員会

委員長 石塚 泉

「りゅうおう健康プラン」について

2020年に発生し世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、それまでの生活様式のみならず社会全体のあり方を変化させると同時に、かつてなく「健康づくり」や「自殺対策」に対する関心を高め、重要度を認識させられる機会ともなりました。

竜王町においても、「健康いきいき竜王21プラン」、「竜王町食育推進計画」および「生きることをみんなで支える竜王町推進計画」に基づき、健康づくりや食育、自殺対策が進められてきました。それらの計画が最終年度を迎えるにあたり、施策の進捗状況や健康にまつわる現状を把握し、より一層の実行性と効果性を持つものとなるよう委員会において計5回の審議を重ねました。ここに、3つの計画を一体化した「りゅうおう健康プラン」を取りまとめましたので提言いたします。

今期の計画では、個人の生活や健康行動を主とする「①健康寿命の延伸・健康格差の改善」、人材育成や健康になれる環境づくりを行う「②健康で心豊かに暮らせる地域づくり・ひとづくり」を基本目標とし、各計画においてもそれに沿って施策や具体的な取り組みを設定し、連動しながら健康づくり、食育、自殺対策が推進できるよう定めています。特に重点的に活動を展開する対象を定め、『青壮年期からの健康課題の解決』を主な課題と位置づけました。この年代の人たちは、健康づくりや自殺対策における重要な時期でありながら、これまでの活動では十分に働きかけができていない対象でもあります。『りゅうおう健康ベジ7チャレンジ』をはじめ竜王町ならではのさまざまな健康づくり活動が引き続き実践され、青壮年期の人たちの健康づくりが推進されることを望みます。

この計画では、基本理念として『いきいき竜王 みんなでめざそう 未来のための健康づくり』というスローガンを採択しています。特にこどもたちにとって将来自慢できるふるさとであってほしいとの願いを込め、こどもから高齢者まで、誰もがいきいきと暮らし続けられるために今できることをしていこう、という呼びかけとなっています。また、委員会ではそれぞれの立場からの活発な意見が出され、竜王町であれば皆が一丸となり推進することができると実感しました。健康づくりや自殺対策は、決して行政だけで実施できるものではありません。地域住民や関係機関・団体等が同じ目的を持って取り組みに参画していくための支援や仕組み構築がなされるよう期待します。

この計画が紙面上で終わることなく十分な実施および結果へとつながるよう、貴職におかれましては格段のご高配を賜りますようお願いいたします。

3 竜王町健康づくり推進委員会

竜王町健康づくり推進委員会設置要綱

(令和4年9月15日告示第129号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が心豊かに健康でいきいきと暮らせるまちを目指し、竜王町の実情に合わせて、関係機関や団体の意見を反映させ、健康づくりに関する様々な施策や取組を総合的かつ効果的に推進するため、竜王町健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくりの総合的な推進に関すること。
- (2) 次に掲げる計画の策定、評価に関し意見を述べること。

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく健康増進計画

イ 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく食育推進計画

ウ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 保健福祉関係団体の関係者
- (4) 農商工関係団体の関係者
- (5) 社会体育関係団体の関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 教育関係者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

（部会）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は、委員をもって組織し、部会長および副部会長は、当該部会を構成する委員の互選により、これを定める。

3 部会長は、部会の経過および結果を会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会および部会の庶務は、健康推進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（竜王町健康いきいき竜王21プラン推進委員会設置要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- （1） 竜王町健康いきいき竜王21プラン推進委員会設置要綱（平成20年竜王町告示第97号）
- （2） 竜王町食育推進計画策定委員会設置要綱（平成22年竜王町告示第185号）
- （3） 竜王町健康づくり計画策定委員会設置要綱（平成24年竜王町告示第74号）

竜王町健康づくり推進委員会委員名簿

（敬称略）

区分	所属等	氏名	備考
1号委員 保健医療関係者	石塚内科クリニック 院長	石塚 泉	委員長 R4・R5
	竜王町歯科医師会 会長	小島 宏司	R4・R5
2号委員 自治会の代表者	竜王町自治会連絡協議会 会長	森山 敏夫	R4
	竜王町自治会連絡協議会 副会長	寺出 清司	R5
3号委員 保健福祉関係団体等 の代表者	竜王町健康推進協議会 会長	甲津 美紀子	副委員長 R4・R5
	竜王町老人クラブ連合会 健康活動部会長	栗場 義廣	R4
		山中 修	R5
	竜王町社会福祉協議会 次長	真鍋 崇	R4・R5
	竜王町社会福祉協議会 局長		
4号委員 農商工関係団体の関係者	竜王町商工会	勝見 昂生	R4・R5
	竜王町稲作経営者研究会 会長	田中 秀樹	R4・R5
5号委員 社会体育関係団体の関係者	竜王町スポーツ推進委員会 副会長	豊富 智津子	R4・R5
6号委員 関係行政機関の職員	東近江健康福祉事務所 所長	寺尾 敦史	R4
		小林 靖英	R5
7号委員 教育関係者	竜王認定こども園 養護教諭	越川 美紀	R4
	竜王西小学校 養護教諭	北出 鮎実	R5
8号委員 その他町長が必要と認める 者（学識経験者）	滋賀県立大学人間看護学部 准教授	馬場 文	R4・R5

りゅうおう健康プラン

《第3次健康いきいき竜王21プラン》

《第3次食育推進計画》

《第2次生きることをみんなで支える竜王町推進計画》

発行年月：令和6年3月

発行：竜王町

編集：竜王町健康推進課（竜王町保健センター）

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口5番地1

電話 0748-58-1006 FAX 0748-58-1007
